

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

北九州市立市丸小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、児童一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

Ⅰ いじめに対する基本姿勢

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（Ⅰ）自校の課題

- ・1学年1学級のため、人間関係が固定化される傾向があり、その改善に時間がかかる。
- ・コミュニケーション能力に自信のない児童の割合が高い。
- ・自分の思いを的確に伝えられずにトラブルになることが多い。

（学校及び学校の教職員の責務）

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校としての役割

- ① いじめに対する正しい認識について全校児童に対しての共通理解を図り、全教職員で組織的にいじめの早期発見・早期対応に努める。
- ② 教育相談活動の充実を図り、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る。
- ③ 担任のみならず、管理職が積極的に家庭、地域と連携し、関係機関との連携も検討する。
- ④ 「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図る。
- ⑤ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、平時からの備えを徹底する。

(3) 教職員としての役割

- ① 毎朝「心の健康観察」を日課に組み込んだ実施→養護教諭の確認を行う。機を逃さず、日常的な関わりの中で児童理解に努める。
- ② 教育活動全体を通じて行ういじめの未然防止教育を通して、いじめを許さない風土の醸成を図り、安心して過ごせる「誰もが居心地のよい」学校、学級づくりに努める。
- ③ 不安や悩みを受容する姿勢を示す等、児童の内面を支援する。
- ④ いじめに対して初期対応を重視し、迅速かつ継続的に対応し、いじめを受けた児童を最後まで守る。
- ⑤ 教職員間で管理職を中心とした組織的な連携を図り、学校組織としていじめ問題に対応する。

(4) 保護者としての役割

(保護者の責務)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ① 学校は、家庭と連携しながら、思いやりや規範意識を育む指導の充実を図る。
- ② 学校は、児童の表情や行動などの気になる様子等について、保護者と積極的に情報共有を図り、早期対応に努める。
- ③ 学校は、保護者に対して学校の取組・思い等を適切に伝え、保護者の声にも傾聴しながら、理解と協力を得つつ取組を進める。

2 いじめの未然防止のための措置

- ① 毎月1回の児童情報交換の時間を確保し、現状とその対応策について話し合い、共有した対応をとる。教育委員会研修等の機会を通じて、教職員間でいじめについての共通理解を図る。

- ② 道徳教育や特別活動、その他で人権教育の充実を図り、いじめに立ち向かう態度・能力を身に付けさせる。
- ③ 分かりやすい授業づくりや温かい集団づくりを通して、児童が安心してものが言える・過ごせる環境を整える。
- ④ 教育活動全体を通じて児童自らが活躍できる場を設定する等、児童の自己有用感や自己肯定感の育成に努める。
- ⑤ 「えがおミーティング」等の機会を捉え、児童がいじめについて主体的に考える機会を設定する。

3 いじめの早期発見のための措置

- ① 毎月1回「こころのアンケート」（1回は全市一斉アンケート）を実施し、必要に応じ面談を行う。
- ② 定期的に教育相談を実施する等、教育相談体制の構築を図る。
- ③ 毎朝、「心の健康観察」を実施し、児童の心の不調の把握に努める。
- ④ 「北九州市SNS悩み相談」や「24時間子ども相談ホットライン」等の相談窓口を周知する等、相談体制の構築を図る。

4 いじめに対する措置

- ① 日頃から報告・相談を行いやすい風土を作る。いじめを発見もしくはいじめの通報を受けた場合は、担任等一部の教職員で抱え込むことなく、校長をはじめとした「学校」として組織で対応する。
- ② いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い、安全と安心を最優先に確保し、いじめを受けた児童又はその保護者への支援を行う。
- ③ いじめを行った児童の保護者にも協力を求め、当該保護者と連携しながら、児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ④ 認知したいじめについては、適切な対応を行った後、いじめに係る行為が止んでいる状態が一定期間継続していること及び被害児童が心身の苦痛を感じていないことを含め、継続的に確認する。
- ⑤ 全児童に対して情報モラル教育を推進するとともに、インターネットを介したいじめの早期発見及び適切な対応を図る。

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

児童がいじめを受けていると思われるとき

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた児童・いじめを行った児童双方から
丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
 - 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等を、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

児童に関すること		教職員に関すること	
期日	活動内容	期日	活動内容
【前期】			
4月 8日	始業式 学校いじめ防止基本方針の説明	4月 3日	職員会議 校内いじめ問題対策委員会①
4月28日	こころのアンケート① 教育相談①		児童情報引継ぎ
5月21日	こころのアンケート② 教育相談②	4月25日	児童の情報交換①
6月 9日	こころのアンケート③ 教育相談③	5月27日	児童の情報交換②
6月16日	保護者懇談会①	5月29日	校内いじめ問題対策委員会②
7月 7日	こころのアンケート④ 教育相談④	6月24日	児童の情報交換③
7月15日	個人懇談会	6月30日	校内いじめ問題対策委員会③
8月26日	夏休みの情報共有	7月17日	児童の情報交換④ 校内いじめ問題対策委員会④
9月 8日	全市一斉アンケート・面談 (いじめに関するアンケート)		いじめ問題に関する対応検討
9月17日	学級懇談会② いじめ防止強化月間 学級活動(いじめ問題に関する取組)	8月26日	職員会議・いじめ問題に関する研修 (前期前半の取組みの点検、評価、9月いじめ防止強化月間取組の確認等)
10月6日	こころのアンケート⑤ 教育相談⑤	9月30日	夏休み明けの情報共有 児童の情報交換⑤ 校内いじめ問題対策委員会⑤
10月9日	終業式		

【後期】			
10月15日	始業式	10月28日	児童の情報交換⑥ 校内いじめ問題対策委員会⑥
11月5日	こころのアンケート⑥ 教育相談⑥		校内研修（アンケート結果を基にした取組の確認等）
12月1日	こころのアンケート⑦ 教育相談⑦	11月25日	児童の情報交換⑦ 校内いじめ問題対策委員会⑦
12月21日	個人懇談会②		
1月14日	こころのアンケート⑧ 教育相談⑧	12月23日	児童の情報交換⑧ 校内いじめ問題対策委員会⑧ 職員会議（取組の点検・評価等）
2月2日	こころのアンケート⑨ 教育相談⑨	1月27日	校内研修（アンケート結果を基にした取組の確認等） 児童の情報交換⑨ 校内いじめ問題対策委員会⑨
3月3日	こころのアンケート⑩ 教育相談⑩	2月24日	児童の情報交換⑩ 校内いじめ問題対策委員会⑩
		3月19日	児童の情報交換⑪ 校内いじめ問題対策委員会⑪ 職員会議（1年間の取組の点検・評価、児童引継ぎ内容確認）

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

（学校におけるいじめ防止対策のための組織）

法第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容確認
 - ・ 基本方針に基づく年間計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
 - ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
 - ・ いじめの疑いに関する情報があった場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聞き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携
 - ・ いじめの認知
 - ・ 基本方針の点検、チェックリストの点検、いじめ対策の取組の効果をPDCAサイクルで検証
 - ・ いじめ重大事態の調査が学校主体の場合の調査組織の母体
- ※ SC・SSW等、常に会議に参加できない委員には、会議録等を活用し、情報共有を行う

② 校内いじめ問題対策委員会

- 校長 ○ 教務主任 ○ 生徒指導主任
- 養護教諭 （場合により SC・SSW）

※ 校内いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長のほか、委員の半数以上の出席により定期的に開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、半数以上の出席がなくても臨時に開催することができる。

欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するものとする。また、外部関係者が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの意見を後日聴取するものとする。

また、会議録には、開催期日、出席者、課題及び審議内容を記載するものとする。

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画

※ 定例会は少なくとも月に1回以上行う（毎月、月末予定で上記計画に記載）

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 児童の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害児童の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 児童や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す児童の処遇や、家庭環境に配慮を要する児童の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないようにする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教職員に不信感を生まないよう配慮する。

7 重大事態とは

（重大事態の定義）

法第二十八条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ重大事態への対応】

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に準じた対応

(1) いじめの疑いに関する情報

- 校内いじめ問題対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告
- いじめ重大事態対応フロー図を参照し、ガイドラインに準じた対応を行う。

(2) 重大事態の発生

○ 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長等に報告）

- ・ 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
- ・ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日目安。いじめによる欠席が15日を超えた場合などは、迅速に調査に着手）
- ・ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

(3) 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

① 学校を調査主体とした場合

※ 教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

ア 校内いじめ問題対策委員会を活用

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないスクールカウンセラー等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性や中立性を確保する。
- ※ いじめ防止対策推進法第22条に基づく「校内いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

イ 校内いじめ問題対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 客観的な事実関係を速やかに調査し、いじめ行為の事実関係を可能な限り明らかにする。
- ※ 学校に不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合う。
- ※ これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。教育委員会と連携して調査報告書を作成する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で経過報告を行いながら情報を適切に提供する。
- ※ 関係者の個人情報に十分な配慮をする一方、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。
- ※ アンケート結果をいじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

エ 調査結果を教育委員会に報告（※ 教育委員会から市長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

② 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力